



平成 28 年 11 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社フォーサイド  
代表者名 代表取締役 假屋 勝  
(JASDAQ・コード 2330)  
問合せ先 取締役管理本部長 飯田 潔  
電 話 03-6262-1056

### 訴訟の提起に関するお知らせ

当社及び当社の連結子会社であるフォーサイドエンタテインメント株式会社（以下「当社グループ」と言います）は、平成 28 年 11 月 4 日開催の取締役会において、以下のとおりネオス株式会社（以下「開発会社」と言います）に対し、損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日
  - (1) 裁判所 東京地方裁判所
  - (2) 提訴年月日 平成 28 年 11 月 4 日
2. 訴訟を提起した者（原告）
  - (1) 名称 フォーサイドエンタテインメント株式会社
  - (2) 所在地 東京都中央区日本橋室町三丁目 3 番 1 号
  - (3) 代表者 代表取締役 假屋 勝
3. 訴訟を提起した相手（被告）
  - (1) 名称 ネオス株式会社
  - (2) 所在地 東京都千代田区神田須田町一丁目 23 番地 1
  - (3) 代表者 代表取締役 池田 昌史

#### 4. 訴訟提起に至った経緯及び理由

当社グループは、業容を拡大するために、開発会社を委託先とし、平成 27 年よりスマートフォン向けソーシャルコミュニケーションアプリの開発を行ってまいりました。

しかしながら、開発会社の開発は当初の契約納期を大幅に徒過し、上記アプリのリリースの時期が当社グループの当初の計画より大幅に遅れた上に、納品された成果物は、上記アプリのようなソーシャルネットワーキングサービスとして求められる最低限の負荷にも耐えられないものであり、リリースは行ったものの、実質的には上記アプリを運用するに至っていない状況となりました。

開発会社は、当社グループに対し、上記アプリの性能の改善を提案しているものの、その提案内容それ自体、最低限の負荷をクリアしているとはいえないものである上に、これまでの開発会社

の開発の遅れや成果物の性能に照らせば、開発会社の提案を受け入れても、契約の目的を達することができるとは認められないものであります。

このため、誠に遺憾ながら、当社グループは、ネオス株式会社に対し、上記契約を解除して既払代金の返還を求めるとともに、上記開発の遅れ及び成果物の性能によって被った損害の賠償を求める、今回の訴訟提起に至ったものであります。

5. 訴訟内容及び請求額

(1) 訴訟内容：損害賠償請求事件

(2) 請求額：9,928万9,604円

6. 今後の見通し

当社グループは正当な理由により上記請求を行っているものと認識しておりますので、裁判では開発会社に対し断固たる姿勢で臨む方針であります。

なお、訴訟の判決次第で、当社業績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点では影響額は未定のため、判明し次第速やかに開示いたします。

以 上